

地域医療構想の推進について

茨城県医療政策課

1 これまでの経緯

① 令和3年12月10日 第7回地域医療確保に関する国と地方の協議の場

- 厚生労働省より、全国知事会の代表者らに対し、(第8次医療計画の策定と併せて)「2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直し」を実施するよう要請。
→ 令和4年3月24日付けで厚生労働省医政局長より正式通知。

② 令和4年1月12日 医療政策課長通知「地域医療構想の推進について（依頼）」

- 県では、2023年度に第8次医療計画の策定作業が本格化することを見据え、対応方針の検討等を2022年度末に完了することを目指すこととし、各調整会議に対し、当面の作業として以下の3点を実施の上、結果について令和4年3月25日（後に4月25日に延長）までに医療政策課へ報告するよう依頼。

【各調整会議への依頼事項】

- 病床機能報告に定量的基準を適用した結果を踏まえた「病床機能」の再検討
 - 「埼玉県方式」及び「静岡県方式」の定量的基準を適用した結果について情報提供。
 - 新たに「軽症急性期」という病床機能を県独自に設定。より実態に則した現状把握を図る。
- 過去1年間に病床が全て稼働していない病棟の今後の運用計画に関する確認
 - いわゆる「非稼働病棟」の実態を把握し、運用の再開や病床の削減等に向けた協議を推進。
- 医療機能の「拠点化・集約化」に向けた今後の方向性に関する協議
 - 脳卒中などに対する高度・専門的な治療・手術を行う医療機関や、重症患者の救急搬送に対応する医療機関の「拠点化・集約化」に向け、現状の確認と今後の方向性について協議。

③ 令和4年8月5日 第1回茨城県医療審議会（県地域医療構想調整会議合同）

- 上記3つの依頼事項について、各調整会議における協議の進捗状況について報告。

2 今後のスケジュールについて（予定）

【R4年度】

各地域調整会議の検討状況について、県全体での調整会議において進捗報告を行う予定

- ・ 11～12月頃 県地域医療構想調整会議②
- ・ 2～3月頃 県地域医療構想調整会議③

→ 今年度中に、全ての医療機関において具体的対応方針（骨子）をとりまとめ

【R5年度】

第8次医療計画の策定作業と並行して、必要な見直し等について随時協議を行う

→ 国の設定する具体的対応方針の策定期限 = 令和5年度（2023年度）末

地域医療構想 推進スケジュール（案）

別紙

※ 現時点におけるイメージであり、議論の進捗等に応じて随時調整しながら進める。

令和4年9月更新

